

退職後の健康保険のご案内

※在職時の健康保険証が全国健康保険協会（協会けんぽ）の方へのご案内です。

健康保険被保険者証

本人(被保険者) 令和〇年〇月〇日交付 00111
記号 12345678 番号 1 (枝番) 00

氏名 協会 太郎
生年月日 昭和〇年〇月〇日
性別 男
資格取得年月日 令和〇年〇月〇日

事業所名称 ○〇株式会社
保険者番号 010110011
保険者名称 全国健康保険協会 ○〇支部
保険者所在地 ○〇市〇〇区〇〇町〇〇-〇-〇

印



まず初めに、加入する健康保険をご選択ください。

ご退職後に加入する健康保険には**3つの選択肢**があります。保険料などを比較いただき、加入条件をご確認のうえ、選択された健康保険への加入手続きをしてください。

選択肢

① 任意継続健康保険

② 国民健康保険

③ ご家族の被扶養者

手続先

お住まいの都道府県の
協会けんぽ支部

お住まいの
市区町村役場

ご家族の
勤務先

加入条件 など

- 退職日までに被保険者期間が、**継続して2か月以上**あること。（共済組合・任意継続・日雇特例の加入期間は除きます。）
- 退職日の翌日から20日以内**に申請すること。

- 加入条件、保険料等の詳細はお住まいの市区町村の担当部署へお問い合わせください。
- 倒産・解雇等の離職の場合、保険料が軽減されることがあります。

- 加入条件等の詳細はご家族の勤務先の社会保険事務ご担当者様にお問い合わせください。
- 被扶養者の保険料負担はありません。

※退職前1年間に3回以上高額療養費を受けておられる場合など、国民健康保険や被扶養者で健康保険に加入することにより、高額療養費の**自己負担限度額が変わる場合があります。**



協会けんぽの任意継続健康保険について

申請方法

任意継続被保険者資格取得申出書を**退職日の翌日から20日以内**（20日目が土日祝日の場合は翌営業日）にお住まいの都道府県の協会けんぽ支部へ到着するようにご提出ください。
※ 退職日の翌日から20日を過ぎると申請を受理できませんのでご注意ください。
※ 申出書は**郵送**してください。



添付書類

被扶養者が**いない場合**、添付書類は**原則不要**です。
被保険者のマイナンバーを記入された場合は身元・番号確認を行うための書類が必要となりますのでご注意ください。



被扶養者が**いる方は**、**4ページ**をご覧ください。

保険料

退職時の健康保険料を2倍にした額が毎月の保険料となります。
（40歳以上65歳未満の方は介護保険料を含みます。）
※ 保険料には**上限があります。**
※ 「お住まいの都道府県」と「在職時に加入していた協会けんぽの都道府県」が異なる場合、健康保険料率の違いで、2倍にした額とならない場合があります。
※ 介護保険第2号該当（40歳到達）・不該当（65歳到達）・毎年見直す保険料率の改定・平均標準報酬月額
の改定により変更となる場合がありますが、この変更がない限り保険料は2年間変更ありません。

加入期間

退職日の翌日からの加入となり、加入期間は**最長で2年間**です。

資格喪失 について

任意継続の被保険者ご本人が、次の①～⑤のいずれかに該当した場合に任意継続の被保険者資格を喪失します。

- ① 就職などにより新たな健康保険の被保険者となったとき
- ② 後期高齢者医療の被保険者となったとき
- ③ **保険料を納付期限までに納付しなかったとき**
- ④ 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき
- ⑤ 死亡したとき



「国民健康保険に加入する」・「ご家族の扶養に入る」という理由で**資格喪失はできません。**

資格喪失の手続きについて

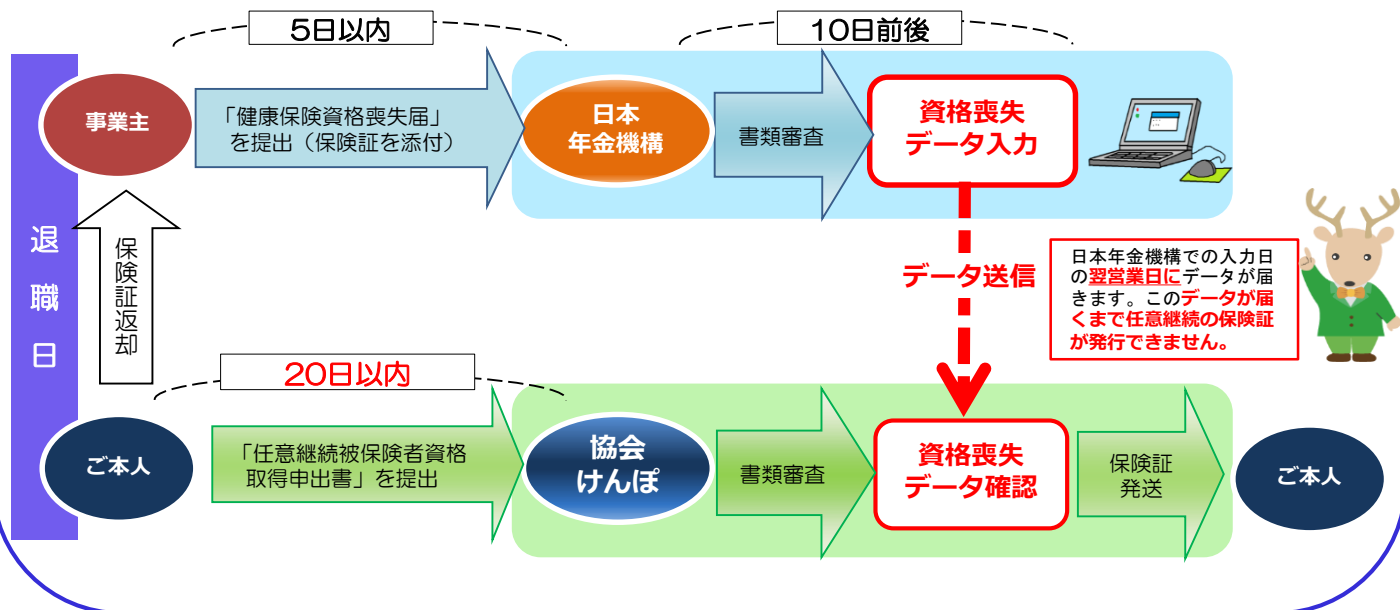
- ※ ①・②に該当するときは、「任意継続健康保険資格喪失申出書」に任意継続の保険証を添付しご提出ください。
- ※ ⑤に該当するときは、「埋葬料（費）支給申請書」に保険証を添付いただくことで、資格喪失の手続きとなります。

1. 任意継続の健康保険証の発行手続きについて

保険証がお手元に届くまでの流れ

「申出書」の受付から保険証の発送までに **2週間～3週間** 程度かかります。

※ 加入時期によっては、1か月程度かかる場合もあります。



Q&A

Q 保険証が届くまでに医療機関を受診する場合はどうしたらいいですか。

A

まずは医療機関の窓口で、任意継続健康保険の手続き中のため、保険証が届いていない旨を申し出てください。その後、原則、医療機関の窓口で医療費全額を自己負担いただき、後日、協会けんぽへ申請をされた後、払戻しとなります。申請には、療養費（立替払）支給申請書に領収書（原本）および診療明細書の添付が必要です。

2. 任意継続健康保険の注意点・・・必ずご確認ください。

☑チェックシート

1

- ☐ 事務手続き完了後、「**保険料納付書**」と「**保険証**」を同封してお送りします。
- ☐ 保険料は、**納付書に記載された納付期限までに必ずお納めください。**

2

- ☐ 事務手続き完了の時期や納付方法（前納）によって、**納付書が複数枚届く場合があります。**
- ☐ 届いた納付書は**すべて**納付書に記載された納付期限までに**お納めください。**

3

- ☐ 月の途中から加入しても1か月分の保険料の納付が必要です。
(※保険料は日割りではなく、月単位の計算となります。)
- ☐ 給与から控除される在職時の保険料は、資格喪失をした月の前月分までとなります。
例：3月30日に退職（3月31日資格喪失）し、任意継続に3月31日から加入となった場合
⇒給与から控除される保険料は2月分までとなり、3月分から任意継続の保険料の納付が必要です。※2重払いとはなりません。

4

- ☐ 保険料を**納付期限までに納められなかった場合**は、任意継続健康保険の**資格を喪失します。**
(※初回の保険料が未納の場合は、資格取消となります。)
- ☐ 資格喪失(取消)後に保険証を使用した場合、医療費を全額返納していただくことになります。

5

- ☐ 在職中に限度額適用認定証および特定疾病療養受療証の交付を受けていた方は、任意継続健康保険の申請時に新たにお手続きが必要です。
(※保険証の記号番号が変更となるため、在職時の限度額適用認定証および特定疾病療養受療証は使用できません。)

6

- ☐ 任意継続に加入された月と喪失される月が同月の場合、任意継続の保険料はお返しできません。
例：4月1日に任意継続に加入し、同年4月25日に就職して健康保険に加入した場合
⇒任意継続と新しい就職先の両方で4月分の保険料を納付いただくことになります。

3. 保険料の納付方法を申請時にご選択ください。

口座振替

毎月1日（1日が土日祝日の場合は翌営業日）に指定の口座から引き落としされる方法

- ・ 口座振替の手続きは、お申込みから通常 **2～3か月** 程度お時間を要します。
- ・ 口座振替開始まで、**毎月、納付書をお送りします（※）** ので、納付書での納付をお願いします。
- ・ 口座振替の手続きに必要な口座振替依頼書は、任意継続の保険証とともにご自宅へお送りします。
- ・ 必要事項を記入後、金融機関窓口で受領印を受け（ゆうちょ銀行を除く）、依頼書を協会けんぽにご提出ください。
- ・ 口座振替の手続きが完了しましたら、「健康保険料口座振替のご案内」をお送りします。

※毎月納付の注意事項をご一読ください。

毎月納付

毎月、月初めにご自宅へ届く納付書で、毎月10日までに納付いただく方法

- ・ 納付期限は、**毎月10日**（10日が土日祝日の場合は翌営業日）です。

注意事項

※ **初回の納付期限は**事務手続き完了の時期によって異なるため、**10日とは限りません。**

※ 事務手続き完了の時期によって**初回月分と翌月分をまとめて納付いただく場合もあります。**

例：4月1日からの加入手続きが4月25日に完了した場合

⇒4月分と5月分まとめて2か月分（納付書が2枚）を5月10日までに納付いただくことになります。

※ 2回目以降は月初めに当月分の納付書をお送りします。その月の4日までに届かない場合はお手数ですが、協会けんぽまでご連絡下さい。**※期限内に納付がないと資格喪失となります。**

前納

6か月分、又は12か月分の保険料を一括で納付いただく方法（納付書での納付）

- ・ 納付期限は、**資格取得月の末日**（末日が土日祝日の場合は翌営業日）です。
- ・ 保険料の割引があります。6か月前納で約1%、12か月前納で約2%の割引です。
- ・ 単月分と前納分の**納付書が2枚届きます。（2枚とも納付が必要です。）**
- ・ 納付金額が30万円を超える場合、コンビニエンスストアで納めることはできません。
- ・ 事務手続き上、前納できない場合も多々ございます。その際は、次に前納が可能な月が到来するまでは、**毎月納付をお願いします。（※）** **※毎月納付の注意事項をご一読ください。**

納付例

※3月31日退職で4月1日に任意継続の資格を取得された場合

納付書が2枚届きます。

6か月前納の場合

『4月単月の納付』 + 『5月～9月分の前納』（4月30日納期）
（割引なし） （割引あり）

12か月前納の場合

『4月単月の納付』 + 『5月～翌年3月分の前納』（4月30日納期）
（割引なし） （割引あり）



4. ご家族の扶養手続きをされる方へ

被扶養者となるには、下記①および②の認定基準を満たしている必要があります。

① 被扶養者の認定範囲について

※75歳以上の方（後期高齢者医療制度に加入中の方）は扶養家族となれません。

■被保険者（本人）と同居、別居いずれでも可
配偶者（内縁関係を含む）、子、孫、兄弟姉妹、被保険者の直系尊属（父母・祖父母等）

■被保険者（本人）と同居が条件
上記以外の3親等内の親族（義父母・伯叔父母・甥・姪等）、内縁関係の配偶者の父母および子

② 被扶養者となる方の年間収入について

■被保険者（本人）と同居の場合

- 年間収入が130万円未満（※）であること
※60歳以上の方・障害をお持ちの方（障害厚生年金を受けられる程度）は、年間収入が180万円未満
- 被保険者（本人）の年収の1/2未満であること

■被保険者（本人）と別居の場合

- 年間収入が130万円未満（※）であること
※60歳以上の方・障害をお持ちの方（障害厚生年金を受けられる程度）は、年間収入が180万円未満
- 被保険者（本人）からの仕送り等（援助額）が被扶養者となる方の収入額より多いこと

※ 添付書類について

- 下表の該当する区分に記載がある書類を資格取得申出書に添付してください。
- 資格取得申出書には被扶養者となる方のマイナンバーを必ず記載してください。
- 被扶養者については国内居住の方（住民票が日本国内にある方）のみ扶養認定可能となります。ただし日本国内に住所を有しない方であっても特例として扶養認定が可能な場合もあります。詳しくは、協会けんぽまでお問い合わせください。（「記入の手引き」3ページ目を参照してください。）

	在職時より引き続き扶養家族となる場合	新たに扶養家族となる場合
被保険者（本人）と同居の場合	■収入を証明する書類 ☞下の表をご確認ください。	■続柄を証明する書類 →戸籍謄（抄）本または続柄の記載された世帯全員の住民票 ■収入を証明する書類 ☞下の表をご確認ください。 ■同居していることを証明する書類 →世帯全員が記載されている住民票
被保険者（本人）と別居の場合	■収入を証明する書類 ☞下の表をご確認ください。 ■仕送り額の確認できる書類 （16歳未満または16歳以上の学生は省略できます。） 振込の場合：預金通帳等の写し 送金の場合：現金書留の控えの写し	■続柄を証明する書類 →戸籍謄（抄）本 ■収入を証明する書類 ☞下の表をご確認ください。 ■仕送り額の確認できる書類 （16歳未満または16歳以上の学生は省略できます。） 振込の場合：預金通帳等の写し 送金の場合：現金書留の控えの写し

被扶養者の方の『収入を証明する書類』について（※16歳未満の場合は省略できます。）

・無収入の場合	・直近の非課税証明書
・退職した場合（退職後、健康保険の扶養家族となる場合）	・退職証明書 または、雇用保険被保険者離職票（写）
・給与収入がある場合（パート収入がある場合など）	・勤務先が発行する給与証明書 または、直近の課税（非課税）証明書
・退職後に失業給付受給中（※）または、受給が終了した場合	・雇用保険受給資格者証（写）（※日額3,612円未満、60歳以上の方は日額5,000円未満）
・年金受給中の場合（年金収入のみの場合）	・直近の年金額改定（振込）通知書（写）
・自営業による収入、不動産収入がある場合	・直近の確定申告書（写）

Q&A

Q 在職時より引き続き扶養家族となる場合でも、証明書類は必要ですか。

A

はい。収入の確認できる証明書類が必要です。尚、別居の場合は、仕送りの確認できる証明書類の添付も必要です。※続柄および同居の確認できる証明書類の添付は、省略できます。

Q 収入を証明できる書類がありません。申立書でもよいですか。

A

いいえ。申立のみでは扶養認定を行うことはできません。証明書類から収入が基準額未満であるか確認するため、16歳以上（学生含む）の方で、扶養認定を受けるすべての方は、収入を証明する書類の添付が必要です。尚、収入がない場合は、非課税証明書を添付してください。



全国健康保険協会 奈良支部

協会けんぽ

協会けんぽ

検索

〒630-8535 奈良県奈良市大宮町7丁目1-33 奈良センタービル4階
☎ 0742-30-3700 平日 8:30~17:15 （駐車場はありません）

※各種お手続き（申請書）は郵送してください。

